



国家のネットワークシステム調達はどうあるべきか？

text : 弁護士・寺本振透(西村総合法律事務所)

【その5】

「オープン」とは何か 2

1. 法的な効果の違いに着目した、さらなる検討

プロプライエタリーなソフトウェア製品であっても、限定されたかたちでソースコードが開示されることがあるし、その開示の仕方もさまざまである。そこで、次からまでのそれぞれのやり方でソースコードが開示されているソフトウェア製品を例に、リスク発生時の法的な影響の差異を比較する。あらゆる類型を列挙することは無駄が多いから、現実でありがちなもののごく一部だけを示す。

ソフトウェア製品(以下「SW」)のベンダー(以下「V」)は、SWのエンドユーザー(以下「EU」)に対しても、SWを利用してEUのためにシステムを構築するシステムインテグレーター(以下「SI」)に対しても、SWのソースコードを開示しない。Vは、EUに対しても、SIに対しても、SWの改変を認めない(図1)。

Vは、EUおよびSIのうち、SW-2のソースコードを他に開示しないこと、および、当該ソースコードをSWのセキュリティーの検証にのみ用いることを約束した者に対してのみ、SWのソースコードを開示する。Vは、EUに対しても、SIに対しても、SWを改変することを認めない(図2)。

Vは、SIのうち、SWのソースコードを他に開示しないことを約束した者に対してのみ、SWのソースコードを開示する。

INTERNET AS SOCIAL INFRASTRUCTURE

Vは、SIに対して、SWの改変を認める(改変されたものを「SW^{注1}」と称する)。ただし、SW^{注2}は、EU(オブジェクトコードのみ)およびEUに対して保守サービスを提供するSI(ソースコードおよびオブジェクトコード)の組織内部での使用のみが許諾される(図3)。

V^{注3}は、いかなるEUおよびSIに対しても、SWのソースコードを開示する。また、EUもSIも、SWのソースコードを他に開示することができるし、SWを改変することも認められ(改変されたものを「SW^{注4}」と称する)。さらに、SW^{注4}を第三者に開示することもできる(図4)。

これらの種類のうち、^{注4}から^{注5}までが一般的に「プロプライエタリーなソフトウェア製品」と呼ばれ、^{注6}が「オープンソースのソフトウェア製品」と呼ばれる。時として、営業上「オープン」と称されて法律家を仰天させることがあるのが、および

である。もし、これら各類型のソフトウェア製品に関してなんらかのリスクが発生したときに、法的に可能な対処方法が「および」と「^{注7}」との間で大差ないのであれば、「および」が「オープン」と称されることに仰天することはやめにしよう。もし、「および」と「^{注7}」の間に決定的な差があるのならば、「および」を「オープン」と称する人々は、それらが「^{注7}」とたいして変わらないような偽りの印象を需要者に与えることを企てる怪しげな人たちと呼ぶことにしても、さほど失礼にはあたるまい。

II. 想定するリスク

次号からは、次のようなリスクの発生を想定して議論する。なお、ソフトウェアのような国境を越えて利用される無体財産についてドメスティックな議論だけを行う

ことはやや間抜けなのだが、外国法に対する筆者の知識が乏しいので、日本国法のみを前提として議論する。第一に、ベンダーが配布してエンドユーザーが使用するソフトウェアにおいて、重大な(たとえば、セキュリティ上の)欠陥^{注5}があった場合を想定する。第二に、当該欠陥を補修するソフトウェア(以下「補修用ソフトウェア^{注6}」)を、ベンダーがすみやかに配布^{注7}「できる」場合を想定する。第三に、補修用ソフトウェアをベンダーがすみやかに配布^{注8}「できない」場合を想定する。第四に、ベンダーが破産した場合^{注10}を想定する。

ソフトウェアについて重大な欠陥があるということは、エンドユーザーにとって、「当該欠陥が当該エンドユーザーにとっても重大なものであるかどうかの見極め」「当該欠陥を補修するソフトウェアが、いつ、誰から、どのようなコストで得られるかの見極め」「当該欠陥を補修するソフト

図1

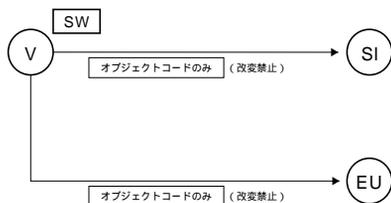
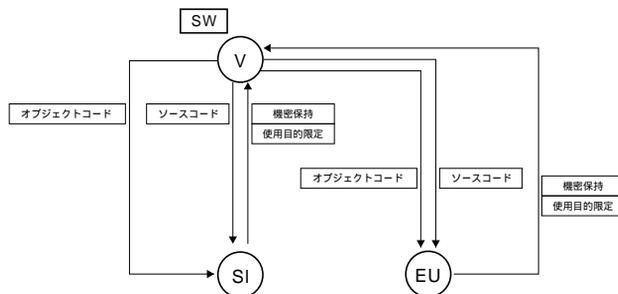


図2



注1:しばしば、SW^{注2}の著作権がSIからVに移転されることとなっていた。SIはSW^{注2}に対する著作権人格権の行使を放棄することをVに対して約束)または、SIはVに対しSW^{注2}の利用に関して無制限かつ無償のライセンスを行うこととなっていたりする。

注2:時として、VとSI群により構成されるグループの間では、SWのソースコードを改変したものをお互いに開示および融通するような仕組みも設定される。

注3:オープンソースのソフトウェア製品については、製作者と、その複製の配布を商業的に行う者とがしばしば異なるから、「ベンダー」という表現に違和感がある場合も多いが、他の事例との比較の便宜上、この語を用いる。

注4:図4では、ソースコードおよびオブジェクトコードの双方が配布されているように書いてあるが、SIおよびEUならびに第三者は、ソースコードのみを受け取って、これをコンパイルして利用することもある。

注5:このような欠陥の存在が直ちにVのSIまたはEUに対する法的な責任(たとえば損害賠償義務)を導くものではない。

注6:欠陥を放置するわけにはいかないから、SIおよびEUは、それを補修するためのソフトウェアを調達しなければならない。調達が困難であったり、費用が高額であったりするならば、欠陥の存在によってすでに発生しているリスクが増幅されてしまう。

注7:配布「できる」のなら、何もリスクはないではないかと考えるのは、あまりにもナイーブである。配布してもらうために、SIおよびEUは、Vとどのような契約を結ぶ必要がある、そして、その契約によっていかに手足を縛られるのであろうか?

ウェアが、新たな不具合を引き起こす可能性、および、その程度の見極め」等々のさまざまな検討と決断とを迫られることになる。また、エンドユーザーは、かかる欠陥がソフトウェアの調達後に判明する可能性が常にあることを考えて、補修用ソフトウェアを調達するために、誰と契約しておくか、誰にいくら払っておくべきかを検討しなければならない。なお、そもそも、何が欠陥であるかということは、ソフトウェアが使用される状況とともに変化するものであるから、「欠陥がソフトウェアの調達後に判明する」のはむしろ当然のことであるといえる。それゆえ、「今調達するソフトウェアに欠陥があるかどうか」の議論ではなく、「今調達するソフトウェアにおいて『将来』不具合が発生したときに、欠陥の所在を調査できるかどうか、そして、欠陥を補修するソフトウェアが供給されるかどうか」の議論が重要となるのである。

たとえば、PC用のOSが、スタンドアロンのPCで使われるのが通常の状況であれば、当該OSのメモリー管理が不器用であり長期にわたって利用するとメモリーが食いつぶされて使い物にならなくなるとしても、それは欠陥として認識されることはない。なぜなら、スタンドアロンのPCは、通例、毎日のように、終業時の電源遮断と始業時の電源投入が繰り返されるから、その都度メモリーがクリアになり、ユーザーの使用の障害となる可能性があまりないからである。しかしながら、同様のOSがサーバー機に使用される機会が多くなると事情は違ってくる。サーバー機は、しばしば、長期間にわたって電源を投入したままとされるから(そうしないとクライアントPCを利用するユーザーにとって不便である)、メモリー管理の不器用なOSでは、サーバー機を運用している間にメモリーが食いつぶされ、ある時突然にサー

バー機がダウンすることになる。そうなる、当該OSによるメモリー管理の不器用さは、欠陥として認識されることになる。

また、PC用のワードプロセッサが、ネットワーク上のサーバーに置かれた文書ファイルのプロセスする場合にはハングしがちであったとしても、スタンドアロンのPCで、または、ネットワークにつながれたPCであっても当該PC自身の補助記憶装置に格納された文書ファイルのプロセスするのが通例であるような状況では、かかる特性が欠陥として認識されることはない。しかしながら、多くのユーザーがサーバー内に置かれた文書ファイルを同時にまたは順次プロセスするのが通例となった状況では、かかる特性は欠陥として認識され、ユーザーは、補修用ソフトウェアが提供されることを期待することになる。

あるいは、PC用のワードプロセッサ

図3

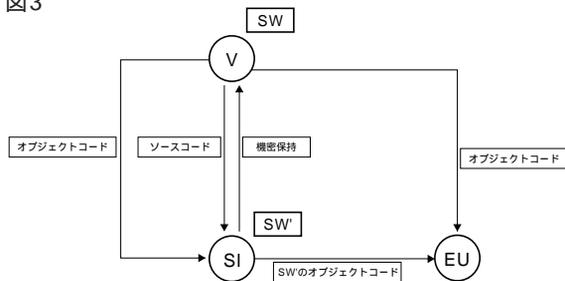
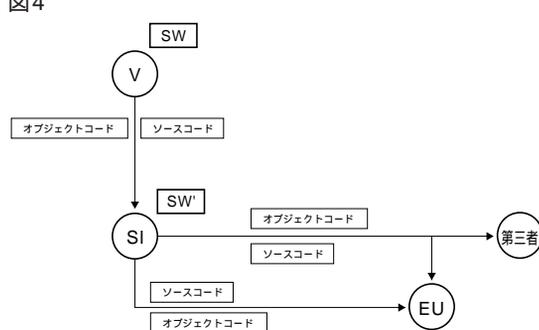


図4



注8：その理由としては、Vにその意思がない場合、その能力がない場合、(外国のVにありがちな理由として)国家の輸出規制に触れるために配布できない場合、Vが存在しなくなってしまう場合などが考えられる。

注9：Vが補修用SWを配布できなければどうしようもないと考えるのも安易である。SIおよびEUは、自分自身で、または、他人の力を借りて、自らを助けることができるかもしれない。問題は、そのような行為が、さ

らなる法的なリスクを呼び込まないか否かである。

注10：厳密には、わが国の破産法に基づく破産のみを前提に論ずるべきではない。

注11：破産によって、VとSIまたはEUとの間のライセンス契約の帰趨はどうなるのか、また、もっと重要であるかもしれない保守契約の帰趨はどうなるのが問題である。

が、異様な記号を多用したファイル名で文書を保存できるような自堕落な作り方がされていたとしても、ユーザー間の文書のやりとりが紙でなされるのが普通の状況では、それは欠陥として認識されることはない。ところが、かかる文書ファイルがネットワークで(たとえば、電子メールにMIME添付されたファイルとして)やりとりされるようになると、このような自堕落さは、欠陥として認識され、ユーザーは、補修用ソフトウェアが提供されることを期待することになる。

さらに、電子メールが簡単な連絡にしか使われていない状況であれば、メーラーソフトウェアにおいてメールのファイルが壊れやすい構造(たとえば、エンドユーザーからすると分類されているように見える複数のメールが、実は単一のファイルとしてハードディスクに保存されている等)であることは、欠陥として認識されることはない。ところが、電子メールが重要な業務上の通信に使われ、かつ、個々の電子メールのサイズが膨大になってくる状況では、かかるメーラーソフトウェアの構造は、欠陥として認識され、ユーザーは、ソフトウェアのリプレースまたはアップデートを期待することになる。

それに、企業内のシステムが外部のネットワークと接続されていない状況では、外部からのクラッキングに対する脆弱性はあまり問題とならないが、現在では、それ

は欠陥と考えられよう。

なお、繰り返しになるが、以上の例において「欠陥」即「ベンダーに法的責任あり」と論ずるものでないことは、言うまでもない。また、ソフトウェア製品は、もともと具体的な使用状況を特定したうえで販売されるのではないのが普通であるから、適材適所の選択をしたり、補修またはリプレースを行うかどうかを判断するのは、一義的にはユーザーの責任である。もちろん、ユーザーには十分な知識とスキルが無い場合が多いであろうから、ユーザーはそのコストを支払い、システムインテグレーターからサービスの提供を受けるということになる。結局は、ソフトウェアに欠陥がある場合に対処可能かどうかという問題は、ほとんどの場合、システムインテグレーターが法的制約なしに、現実的に対処できるかどうかという問題に近似する。

以上とは性質を異にするが、ベンダーの破産は、補修用ソフトウェアを提供する能力を失ってしまうこと、補修用ソフトウェアを提供する者がいなくなってしまうことのほか、ベンダーとシステムインテグレーターまたはエンドユーザーとの間の既存のライセンス契約の効力がどうなってしまうのかという観点において、無視できないリスクである。

INTERNET
AS
SOCIAL
INFRASTRUCTURE



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp